

屋久島町観光需要緊急対策事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、屋久島町観光需要緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 屋久島町を訪問する旅行者等の宿泊料金の割引「やくしま応援割」を行うことで、令和元年5月18日の豪雨災害による風評被害の影響緩和及び旅行需要の喚起を図る。

(事務取扱者)

第3条 屋久島町から本事業を委託された「屋久島町観光需要緊急対策事業事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(助成対象者)

第4条 本事業の助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行者のうち、屋久島町から本事業企画事業者として指定を受けた者とする。

(助成対象商品等)

第5条 本事業の助成対象経費は、次のとおりとする。

(1) 屋久島町での宿泊を含む募集型企画旅行のうち、屋久島町での宿泊に係る料金

(2) 宿泊予約サイトで予約をした屋久島町での宿泊に係る料金

2 支援上限は、一人当たり5泊とする。

(助成額)

第6条 本事業の助成額は、一人泊当たり5,000円とする。但し、宿泊料金の額を上限とする。また、予算の範囲内の執行とする。

(対象期間)

第7条 本事業の対象期間は、令和元年7月19日（金）以降に予約されたもののうち、令和元年7月20日（土）から令和元年11月30日（土）までになされた宿泊（令和元年12月1日（日）チェックアウト）とする。

(申請手続き)

第8条 本事業の助成対象者の指定を受けようとする者は、屋久島町又は事務局が示す期日までに、次の書類を提出するものとする。

(1) 申請書（様式第1号）

(2) その他、屋久島町又は事務局が必要と認める書類

(内示額の通知)

第9条 屋久島町及び事務局は、申請書等の内容を審査の上、助成の可否及び助成額を決定し、申請者に内示額を通知する。

(内示額の変更)

第10条 屋久島町及び事務局は、申請者への内示額通知後、実施計画の達成が困難と判断した場合は、内示額を変更することができる。

(助成金の請求手続き)

第11条 助成対象者は、原則として毎月事業実施後、翌月10日までに、下記の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 請求書(様式第2号)
- (2) 実績報告書(様式第3号)
- (3) 宿泊実績が証明できる書類(宿泊証明書等)
- (4) 該当商品の募集パンフレット又はそれに準ずるもの

(助成金の支払い)

第12条 事務局は、前条による請求があった場合、請求内容を確認するものとする。請求内容が要件を満たしている場合、請求書類を受領した日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(書類の管理)

第13条 助成対象者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下、5年間保存しなければならない。

(調査)

第14条 屋久島町及び事務局は、必要に応じて、助成対象者に対して本事業が正しく行われているかどうか調査することができる。調査に協力できない場合又は調査した内容と申請内容に違いがみられる場合は、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 屋久島町及び事務局は、助成対象者が次に示す条件に該当した場合、助成金内定額の決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要領の規定に違反した場合
- (2) 申請書又は実績報告書に虚偽があると認められた場合
- (3) 販売状況が芳しくないと判断される場合
- (4) 屋久島町暴力団排除条例に違反していると判断される場合

(免責事項)

第16条 屋久島町及び事務局は、本事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、一切関与しない。

(雑則)

第17条 この要領に定めていない事項が発生した場合、屋久島町が事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和元年7月8日から施行し、令和2年1月31日限り、その効力を失う。